

## ヒアリングについて

### ○ 増田 まゆみ 氏（目白大学教授）

- ・ 「保育所と幼稚園における合同保育の現状と課題について」  
(主として児童福祉の観点から)

### ○ 北条 泰雅 氏（学校法人みなど幼稚園理事長）

- ・ 「総合施設」についての考え方」

### ○ 武田 雅弘 氏（株式会社 ベネッセスタイルケア・チャイルドケア事業部長）

- ・ 「「幼保総合園」のあり方について」

社会保障審議会児童部会 ヒアリング 2004. 4. 9

## 保育所と幼稚園における合同保育の現状と課題について

【主として児童福祉の視点から】

目白大学 人間福祉学科 増田 まゆみ

### 1. さまざまな合同保育の実践から明らかに見えてきてこと

新たな保育を創造すること～それぞれが努力・工夫

**合同保育という保育の中で形就学前の保育の課題が明確に現れる**

保育所・幼稚園合同で、特に「教育委員会」主導で取り組まれている状況

- 生活の視点の欠如～1日24時間を視野にいれた生活を通しての保育
- 「教育」という枠組みの強調～個別配慮の欠如
- 家庭養育・養護の視点の欠如
- 制度上から生まれる課題～幼稚園園長・保育所長の職位、保育材料等費用
- 保育士・幼稚園教諭の培われてきて文化の違い



総合施設をどのようにしていくかの論議は、育児機能の低下と子育て環境が大きく変容している今日、あらためて日本社会における就学前の子育ちと子育てのあり方の基本を考えるチャンスととらえる



**子育ての伝承～子育てという営みを次世代へ伝承**

【育てられる者】から【育てる者】へ 【鯨岡峻氏～京都大学】を参照

子どもの誕生

子どもの世代

親の世代

祖父母の世代 子どもの誕生

社会・文化環境の影響

時間 →

関係発達・生涯発達

子どもが「育つ」という事実は、大人の「育てる」という営みを離れては生じ得ない  
「育てる一育てられる」という関係そのものが時間軸の中で変容

## 2. 総合施設の具体的構想

子ども・保護者【親】・地域を包括した就学前の子育ち・子育てに機能する施設

↓

次世代育成支援～子育て支援施策の基本的方向

- 次代の社会を担う子どもの幸せを第一に
- 家庭や地域の子育て力が高まるよう支援
- 子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるように

### 就学前の子育ち・子育ての基本

#### 保育所保育の基本

「保育に欠ける子ども」への長年にわたる、長時間にわたる保育を実施する中で

- ◎産休明けなど低年齢児からの保育
  - 子どもの発達観～保育所保育指針第2章 子どもの発達  
生活の中で大人の愛情深いかかわり・基本的信頼感の形成
- ◎保育の内容・方法～1日24時間という連続性の中での保育
- ◎家庭養育の補完～平成2年保育所保育指針の改訂により「養護」機能の明確化・意識化・個への対応～家庭的な雰囲気の中で生命の保持と情緒の安定
- ◎子どもの心身の発達～養護と教育の一体性
  - 幼稚園教育要領との整合性  
「生きる喜びと困難な状況に対処する力」を育む
- ◎職員の協力体制
- ◎家庭と共に～家庭との連携・家庭の協力のもとに  
(幼稚園教育要領では、平成12年改訂から付加)
- ◎地域の子育て家庭への支援・地域との交流(中学生の保育体験等)

#### 保育所保育を基盤にした合同保育 ~ 具体的実施においてのポイント

平成14・15年 「保育所と幼稚園の合同保育に関する調査研究」報告参照

##### 1. 生活全般を見通したプランの必要性

保育園児と幼稚園児とが共有する「合同保育」の時間帯を主活動の時間と位置づけ、「幼児教育」を集中的に行う傾向

↓

長時間保育を受けている子どもや、健康・家庭・発達上の要因から個別の配慮を必要とする子どもにとって、負担や情緒不安につながる状況

↓

限定された時間内での「幼児教育の計画」にとどまらず、家庭生活をも視野に入れた「生活プラン」のもとに保育

##### 2. 生活の重視 合同保育における「幼児教育の重視」が、食事などの生活の軽視につながる傾向

↓

就学前の保育は生活を通して行われることが基本

### 3. 乳幼児期の発達を一貫してとらえる保育（生涯発達の視点）

異年齢の子どもの自然な関わりが子どもの健全な育ちには不可欠である。しかし合同保育によって、ややもすると3歳未満児保育への視点や連携が弱くなる傾向

↓

保乳幼児期はおとなとの愛着関係の形成が成長・発達の基盤となり、その後の人間関係の広がりや主体的な活動につながる。

0歳から就学前までの子どもの保育を一貫してとらえ、子どもの行きつ戻りつする発達を許容して、自立・自律を進めていくことが、就学前の保育を充実させるために必要

↓

#### 3歳未満児保育の重視と、年齢で分断しない一体化した保育を実施

日々の生活の中での子ども相互の自然なふれあいの機会をつくること、3才未満児の保育においては、人との基本的な信頼関係を培うことが重要であり、これを基盤として探索活動や主体的な活動が生み出される。3歳未満児の保育における人との相互作用を通して自尊感情をはぐくむことが、幼児期の保育を充実させることにつながる。

### 4. 地域・家庭の子育ち・子育て支援

園内の保育にとどまらず地域の子育ち・子育てを支援を進めていくことが必要であり、そのために地域・家庭との連携を深めていくこと

### 5. マネージメント力の強化

保育所と幼稚園とは長い歴史の中で異なる文化を形成してはたことから、専門性の差異・広範な業務内容・複合的な勤務体制となることから、職員間の共通理解が難しく、違和感が生じることもみられた。

↓

職員間の相互理解・調整・連携をいかに図っていくかが重要であり、そのために園内のマネージメントの強化、さらには、従来の枠組みを超えた、地域住民、地域関係機関・施設、行政等のマネージメントも求められる。

#### キーワード

- \*生活を基盤とした保育・個別的ケア      \*子どもの育ちの連続性を尊重する保育
- \*多様性～多様な保育時間・多様な子ども、家庭状況      \*家庭支援      \*地域との連携

#### 総合施設の保育における留意事項

##### 1. 多様な保育時間・利用日数等に配慮した計画・クラス、グループ編成・環境構成

日課 生活、遊びを通しての保育を行うに相応しい環境

登園・降園時間帯の保育 食事・おやつ 長時間の保育 長期休暇 呼称等

##### 例

早朝保育から合同保育への以降の際に、それまでの子どもの生活を分断しないよう配慮、さらには合同保育を園での主活動と位置づけて早朝・預かり・延長保育を軽視することのないよう、配慮することが大切

##### 2. 児童数や計画に対応した保育者の配置、勤務体制

##### 保育者との一貫した関わり

保育者との信頼関係は、保育の基本であり、特に長時間、園で生活する子どもにとって、保育者は保護者に代わる愛着関係を結ぶ対象であり、その情緒安定のために、保育者との間に一貫した関わりを持つことができるような配慮が求められる。

特別な配慮を必要とする子どもへのきめ細やかな保育

園内のマネージメント 会議・ローテーション等の調整

### 3. 保育の質の向上を図るための研修、研究体制の確保・評価

#### 保育の質の向上 研修の必要性

保育者の専門性向上、保育の質向上のためには、研修を欠かすことはできない。このためには、研修の時間を確保するために工夫することが求められる。園内研修・外部の研修への参加等によって、視野を広げて専門性を高めていくことが重要である。

#### 第三者評価等により質の確保

### 4. 地域・家庭の子育ち・子育て支援（コミュニティの形成）

今日、“保育に欠ける子ども”とその家庭への連携・支援にとどまらず、地域の全ての家庭への支援が不可欠である。次世代育成支援の重要性が高まる中で、地域の子育ち・子育て支援及び幼児教育の充実を図るために、子育て支援・地域交流の拠点となって地域のつながりを再構築すること、さらには地域社会資源のネットワークの要となることが求められる。



総合施設は、地域のすべての子育て家庭に開かれた施設

#### 検討課題

①「就学前の保育・教育とは」を明らかにしていく

生涯発達を視野に入れて

小学校との連携

低年齢児の保育体験の子どもの育ちに及ぼす影響

②就学前の保育・教育を担う人の専門性

③「子どもの最前の利益」を尊重した保育・教育の充実



質の高い保育 経済的負担を伴う

○今、大切にしなければならないこと、子どもを効率よく、安くではなく、「子ども」にやさしい社会を、子育てにやさしい社会を、次世代育成にやさしい社会を、さまざまな価値観が認められる社会を

○規制緩和の進む社会～適切な評価が必要 第三者評価のあり方



子育ち・子育てにコストと心を投入することが今後の社会の可能性と幸福の確保に



核となる保育の充実が基盤となって、多様な保育・子育て支援が・次世代育成可能



様々な選択肢の中から利用者が選択する（保育所だけが、幼稚園だけが、総合施設だけがではない）

④就労の有無に関係なく全ての家庭・地域の子育て支援の充実

保育者の専門性・専門機関、民間組織・他の専門職等との連携

## 幼保合同保育・一体化保育 実践例

◎園内研修で保育者の意識の変容と保育の内容の充実を図る

### 事例1 千代田区 都市型

- 研究 「遊びをつくり出す いざみの子ども モノと場の構成の工夫  
0歳から5歳まで共に研究・研修  
子ども園の生活の流れと保育の特徴

### 事例2 仙石原幼稚学園 地方型

- 園内研修 保育環境を考える  
幼稚学園の生活の流れと保育の特徴
- 園長のリーダーシップと保育者の協力体制

### 事例3 秋田 若竹 地方型

- 保育者が変わる・保育が変わる
- 町のセンターにバスで

## 資料 3

平成 16 年 4 月 9 日

### 厚生労働省社会保障審議会児童部会／意見発表要旨

東京都港区・(学) みなと幼稚園 理事長 北條泰雅

#### I 過去 25 年間子どもたちがおかれた状況

#### II 港区における小学校入学前施設の状況

(私立幼稚園 14 園、区立幼稚園 15 園、私立保育所 3 園、区立保育所 15 園、都認証保育所 3 園。現在、幼保一体施設を検討中)

#### III みなと幼稚園での取り組み（家庭との連携）

#### IV 幼稚園と小学校との接続と連携

#### V 「総合施設」についての考え方

##### 1. 幼児期の教育と保育の一体的取り組み

幼稚園においても保育所においても、幼児期の教育と保育は、元来一体として捉えてきた。

##### 2. 地域のニーズにしっかりと対応

総合施設は、地域の幼稚園と保育所の設置状況、子育て支援の実施状況等に応じ、多様な形態の施設とすることができるよう、柔軟な枠組みが求められる。

##### 3. 充実した教育機能

子どもの変化への対応、保護者教育、小学校との接続などにおいて、総合施設についても、充実した教育機能が求められる。また、学校教育の体系上、一貫した教育内容となるように、総合施設においても「幼稚園教育要領」を基本とした教育が行われるべき。

#### 4. 入園年齢・要件

集団教育の対象は、原則として3～5歳児。2歳児は検討課題。0～1歳児は家庭教育の対象。育児休業制度の充実により対応。これらを踏まえ総合施設の入園年齢を考えるべき。総合施設では、「保育に欠ける」は入園・支援の要件として撤廃する。

#### 5. 利用形態

利用形態については、子どもの負担を考え、3歳以上の児童については、教育4時間、子育て支援4時間、合計8時間を原則とする。8時間超および2歳以下の児童については就労支援と位置づける。就労支援にかかる部分は、受益者負担をより反映させるとともに本当に必要なものに必要なだけ利用を可能とすることにより規律ある利用を確保する。

#### 6. 費用負担

費用負担は受益者負担を原則とする。「就労支援」部分については企業にも受益者として負担を求めるべき。「教育」部分の普及と質の向上、「子育て支援」部分の拡充のため、国の支援の充実を期待したい。

#### 7. 公費負担の公平化

総合施設の導入を契機として公私幼保の利用者負担の公平性を実現してもらいたい。最低限、総合施設の利用者負担が、既存の幼稚園・保育所のいずれより有利なものとなってはならない。既存の施設と総合施設との競争条件に不公平があると、現状、公的支援が一番薄い私立幼稚園に特に影響が大きい。

#### 8. 付加的機能の実施

総合施設における学童保育機能等の付随的機能は、設置者の判断により付加することができるものとして位置づけるべき。特に、学童保育機能は小学校入学前の施設で担うことを一般化すべきではない。（学童保育機能は小学校に付加するのが一番自然な形ではないか。）

#### 9. 既存の一体化施設の位置づけ

既存の「一体化施設」の先行事例はコストがあまりにも過大。普及のモデルとはなりえないもの。